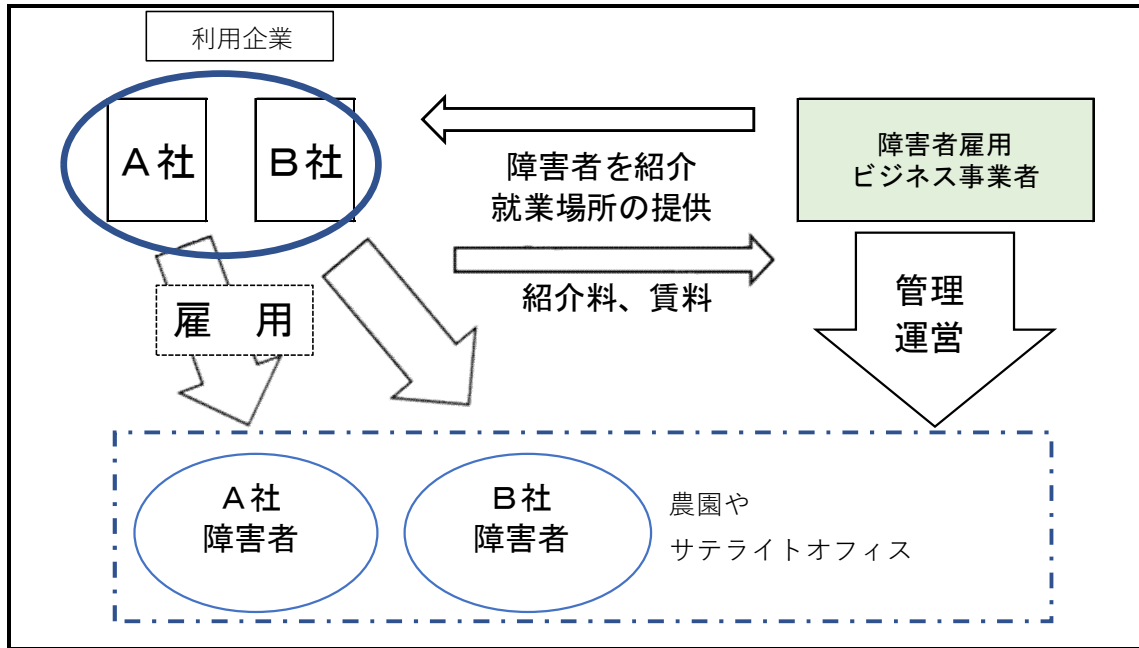


いわゆる障害者雇用ビジネスについて

1 障害者雇用ビジネスとは

障害者の就業場所となる施設・設備（農園、サテライトオフィス等）及び障害者の業務の提供等を行う事業

○事業イメージ



2 最近の国の取組

○2023年4月

第128回労働政策審議会障害者雇用分科会において、障害者雇用ビジネスに係る実態調査の結果報告が行われた（資料2-2）。

○2023年6月

上記の報告を受けて、雇用の質の向上につながる取組について事業主用リーフレットが作成され、全国の労働局及びハローワークで周知啓発を行っている。（資料2-3）。

【主な内容】

- | | |
|----------------------|-------------|
| ①障害者雇用の方針の検討、社内理解の促進 | ⑥賃金等労働条件 |
| ②障害者の職務の選定・創出 | ⑦勤怠管理、業務管理 |
| ③募集・採用・配置（マッチング） | ⑧職業能力の開発・向上 |
| ④雇用形態・雇用期間 | ⑨評価、待遇 |
| ⑤労働時間・休日 | |